平成27年 第3回浜松市議会定例会 一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 斉藤晴明

質問

答弁

1 財政について

(1) 平成26年度決算の財政力指数 0.88(平成25年度 0.87)、経常収支比率 91.7(同 90.7)、実質赤字比率黒字(同黒字)、連結実質赤字比率黒字(同黒字)、実質公債費比率 10.2%(同 10.8%)、将来負担比率ー(同 8.9%)をどのように評価し、また他都市との比較から本市の現状をどのように捉えているか伺う。

(2) 平成 26 年度末総市債残高 4904 億円のうち市債残高 4254 億円は将来負担比率に算入され る基準財政需要額 3194 億円が 見込まれ、残り 650 億円が本市 全額返済となる。

そこで、過去5年間の特徴的な 経過と、今後どのような傾向で推 移が想定され、本市としてどのよ うに対応していくのか伺う。

(3) 本年2月に出された平成 27 年度から平成36年度までの中期 財政計画では、総市債残高の削 減額が10年間で648億円、1年 当たり64.8億円となっている。

また、市長3期目の「やりますリスト」いわゆる選挙公約で平成

1(1)(2) 小柳財務部長

質問の1番目の1点目、本市の平成26年度決算の現状について、財源の豊かさの目安となる財政力指数は、企業収益の改善による市税の増などにより、前年から0.01ポイント改善の0.88となった。一方、財政の硬直化の度合いを示す、経常収支比率は、障害者自立支援給付事業などの扶助費、道路や公共施設の維持補修費などの経常経費の増加により、前年から1ポイント悪化の91.7%となった。財政健全化法による健全化判断比率の指標のうち、実質公債費比率は前年から0.6ポイント改善した10.2%となったが、平成13年度以降に合併を行い政令指定都市に移行した本市類似の8都市の単純平均は8.2%で、さらなる改善が必要と捉えている。将来負担比率は、基金などの充当可能財源等が、地方債現在高などの将来負担額を上回り、算定されない状況となっている。このように、中期財政計画に基づく市債残高削減の目標達成に向けた財政運営により、ストックにかかる財政指標は改善されているが、経営収支比率の上昇などの財政の硬直化が課題となっているので、今後も引き続き行財政改革を推進し、持続可能な財政運営に努めていく。

次に、質問の2点目、市債残高及び将来負担比率について、本市の将来負担比率は、市債残高の減少、職員数の減少に伴う退職手当負担見込額の減少、出資法人の見直しに伴う負担見込額の減少などにより、改善を続けてきた。また、近年、残高が大きく増加している臨時財政対策債は、発行可能額と同額が充当可能財源として計上されるため、結果として将来負担比率の算定に一切影響せず、将来負担比率の低下要因の一つとなっている。一方、例えば平成27年度当初予算で計上した、新・産業集積エリア整備の為の、商工業振興施設整備基金75億円の取り崩しなどは、将来負担比率の悪化に直結し、将来負担比率には直接影響しないものの、人口減少下における、今後の資産の更新需要や大規模事業のことも十分、勘案する必要がある。現在の中期財政計画においては、将来負担比率について、「実質0(ゼロ)%近傍を維持」と目標を定めているので、今後もこの目標の達成を維持すべく、規律ある財政運営に努めていきたいと考えている。

1(3) 鈴木市長

1番目の3点目、総市債残高の削減目標と目標達成のための視点について。 平成27年度から平成36年度までの中期財政計画及び「やりますリスト」では、 本市の人口推計や所要の財政需要を見込みつつ、持続可能な財政を維持する ため、市民一人あたりの市債残高の縮減を財政運営の目標とした。なお、平成 30年度末の市債残高は、平成28年度の西遠流域下水道の移管に伴う県債承 継分の120億円増を見込んだ上で、いずれも4,700億円以下、中期財政計画で は4,695億円としているところである。その後の浜松市行政経営諮問会議の答 申においても、平成30年度までに市債残高を4,700億円以下にするという記載

答弁

30 年度末には総市債残高 4700 億円、市民一人あたり 58 万 6000 円以下にするとしている。

一方、浜松市行政経営諮問会 議答申では、人口減少時代を迎 え税収が減少する一方で、公共 施設や土木インフラの維持・更新 費用の増大などが、今後の行財 政運営に深刻な影響を及ぼすこ とが危惧される。その対応の一 つとして総市債残高の削減を重 点的に進める必要があり、総市 債残高を現在の 5000 億円の半 分の 2500 億円とすることを長期 目標とし、中期財政計画で掲げ た平成30年度までに残高を4700 億円とする目標を上回るため、1 年あたり 100 億円を削減、平成 30 年度までに 400 億円削減する こととしているが、この目標をど のように捉えているのか伺う。

また、主にどのような視点で目標を達成していくのか伺う。

2 市政運営における課題と対策 について

(1) 自治会等から道路改良などの要望が提出されているが、平成 26 年度末現在で中規模(300万円以上 5000万円未満)849件約 112 億円、大規模(5000万円以上)180件約 453億円、総額約565億円が未施工となっている。

そこで、この事業をどのような 目標年次を立て計画実施してい くのか伺う。

また、この事業を「高」「中」 「低」と区分しているが、目標年 次も含めて計画を自治会等に対 して丁寧に説明すべきと考える が伺う。 があるように同じ方向性が示されたと認識している。なお、答申中、1 年あたり 100 億円、平成 30 年度までに 400 億円を削減するという点については、4,700 億円という目標にとどまらず、将来への備えとしての財政健全化に向けた更なる応援をいただいたものと考えている。中期財政計画の目標については、今後の扶助費の増加見通しや、必要となる大規模事業、インフラ資産の長寿命化対策などの財政需要を考慮する中で、将来世代に負担を先送りせず、不測の事態が生じても安定的に行政サービスを提供するためにも、達成することが重要であると考えている。このような認識の下、引き続き歳入の確保を徹底するとともに、サマーレビューや政策・事業評価の結果を踏まえた PDCA サイクルの推進による政策効果の検証や、選択と集中による事業の重点化、官民連携手法の積極的な導入・活用など、不断の行財政改革を進め、持続可能な財政運営に努めていく。

2(1)星野副市長

質問の2番目の1点目、今後の地域要望の実施計画と評価区分の説明について、地域要望については、現地調査や客観的な評価を事業実施前に行い、事故など危険性の高い緊急を要する工事を優先して実施しているところである。質問の今後の実施計画については、事業費が300万円以下の小規模要望の過年度未実施事業は、平成28年度までの完了を目指しており、中規模要望のうち優先度が高い事業については、早期に事業着手が図れるよう実施計画を検討するとともに、必要な予算について、積極的な確保に努めていく。また、事業費が5,000万円を超える大規模要望については、国の交付金制度を活用しながら優先度の高いものから計画的に事業化を図っていく。今後は、要望事業の透明性を確保するため、自治会等要望された方々に、事業の優先度の評価結果を公表していく。

答弁

(2) 新たな定員適正化により平成 28年4月から平成 32年4月までの5年間で現在の 5421 人から5000 人へと削減する計画が進められ、来年度、各課には一律1割の削減目標が示されている。

しかし、各課の業務は現状維持または増えており、一方で非常勤や再任用職員が増え職場での疲労度が増している。

本来、業務の量や内容に見合った人員配置であるべきだが、一律1割削減など機械的な削減要請がされている。

そこで、行政システムの大胆な 改革やファイリングシステムなど 業務の効率化を進める中で定員 削減をすべきと考えるが伺う。

(3) 行政システムの大胆な改革 やファイリングシステムなどの日 常業務の効率化を具現化する課 を創設すべきと考えるが伺う。

3 人口減少への取り組みにつ いて

(1) 浜松市版人口ビジョンを策定中であるが、当面、本市における現在の出生率1.47を希望出生率1.84まで近づけるために、若者を初めとする子育て世代の生活基盤の安定のため新産業創出、創業支援や農業支援、また、待機児童の解消や放課後児童会の定員拡大など総合的な取り組みを進めるとしているが、さまざまな要素が複合的に絡み合って複雑化している。

2 (2)(3) 鈴木副市長

質問の2番目の2点目、業務効率化による定員削減について、少子高齢化、 人口減少、公共施設の老朽化など、行政をとりまく環境は今後も厳しい状況が 続く事が想定される。このような中で持続可能な都市経営を行っていくために は、スピード感と実行力を持って行財政改革を進め、限られた財源を有効に活 用し、市民サービスを提供していくことが必要であると認識している。こうした考 えのもと、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 4 月 1 日までを計画期間とする、 新たな定員適正化計画の策定を進めており、正規職員 5.000 人体制を目指し て、各部局に削減目標を示し、ゼロベースでの業務見直しを行っている。計画の 策定にあたっては、指摘のとおり業務の量や内容に見合った人員配置が必要 で、各部局長と十分調整をし、総合計画等との整合を図りながら、行政サービス の水準を落とすことなく対応できる、必要最小限の組織及び職員数となるよう検 討を進めている。また、定員適正化によって職員の負担が増えないよう業務の 効率化が必要。これまで本市では、行政経営基幹システム「コアら」によって、電 子決裁や電子的なファイリングシステムを導入し、内部事務を大きく改革すると ともに、はままつ Good Job 運動などによって、日常的な事務改善を積み重ねて きた。今後は、より一層の事務の効率化を図るため、ファイリングシステムを推 進し、不要文書の廃棄の徹底や資料作成事務の見直しを進めていく。

次に、3点目の業務の効率化を具現化する課の創設について、本年7月の組織改正において、持続可能な都市経営を目指し、不断の行財政改革に取り組むためには、人事や組織との連携は不可欠なことから、行政経営課を企画調整部から総務部に移管した。これにより、総務部政策法務課にて政策・事業評価をはじめ行政経営計画の推進など、人事課との連携のなか、行財政改革を進めるとともに、文書行政課でファイリングシステムの推進や事務室環境整理運動の実施により事務の効率化を推進するなど、一つの部で同一方向の施策展開が可能となる体制が整備された。こうしたことから、今後においても、新たな課を設けるのではなく、総務部長のもと各課が連携を図ることで、効率的な市政全般の経営体制の確立に取り組んでいく。

3 鈴木副市長

1点目、人口減少対策に向けた実態把握について、現在策定を進めている浜松市人口ビジョン、浜松市総合戦略については、人口ビジョンにおいて人口の将来展望を描き、その実現に向けた政策・施策の方向性を総合戦略において示すこととしている。人口ビジョンなど策定に当たっては、三大都市圏における本市居住経験者を対象に、本市の魅力や安住地としての可能性などについてのアンケート調査を実施しており、その分析結果は、政策・施策立案の参考としていく。今後、人口減少の克服に向けては、総合戦略に基づく具体的な事業を実施していくこととなる。効果的な対策を講じるためには、事業立案に際して、既存事業の効果検証を行うとともに、統計、ヒアリング、アンケートなど様々な角度から情報収集、調査分析を行い、首都圏、関西圏などの地域、世代、性別などターゲットを絞り込む必要があると考えている。

2点目の人口減少対策課の創設について、人口減少克服に向けた取り組みについては、総合計画の策定に合わせ、人口構成の最適化に向けた施策などの検討を進めてきた。昨年9月に、国では「まち・ひと・しごと創生本部」が設置さ

答弁

そこで、さまざまな角度からアンケートや聞き取り調査などを実施することにより実態を把握し、 根本的な解決策を講ずべきと考えるが伺う。

(2) 人口減少への対策を進める ためには、全庁的な取り組みが 必要であることから、人口減少対 策課を創設してはと考えるが伺 う。

4 教育について

(1) 2017 年4月から公立学校教職員の給与負担が県から本市に税源移譲され、個人住民税のうち県民税4%が2%へ、市民税6%が8%となる。しかし、これでは6割程度しか賄えないため、地方交付税で補塡措置されることになっているが、このことにより市の負担は発生しないのか伺う。

あわせて教職員給与、休暇制度など現状保障できるのか伺う。

- (2) 給食は児童生徒たちの健康と成長にとって大事であり、食の安全と安定供給を第一に考えて、リスクを最大限避けるためにも入札方法も含め再検討すべきと考えるが伺う。
- (3) 浜松市就学支援委員会が毎年6月に実施している新学齢時(5歳児)での就学相談件数が平成21年度250件に対し平成26年度は490件と約2倍に増えており、本市の発達支援教育を人的も含め強化・充実すべきと考えるが伺う。

れ、地方創生の動きが本格化する中、本市おいても、企画課が事務局となり、市民部、こども家庭部、産業部などの関係所属長で構成する人口減少社会対策プロジェクトチームを立ち上げ、人口対策に資する施策などについて検討を進め、対応してきた。そして、本年4月には、市長が本部長を務める推進本部を設置し、現在、人口ビジョン及び総合戦略の策定について議論を進めており、策定後の進行管理などについても併せて実施していく。人口減少対策の取り組みは、本市の将来を左右する重要な事項となるので、市長号令の下、各部局において効果的な施策の検討を進めている。今後は、プロジェクトチームなどによって、組織横断的に機動的な対応を行っていくことが有効と考えていることから、現行の組織体制で推進していく。

4(1)(2)(3) 花井学校教育部長

1 点目、県費負担教職員の給与負担等の移譲について。まず、移譲に伴う市の負担は、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う財政措置については、財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2%の税源移譲が行われることに合意したものである。本制度の移譲については、県で行っていた事業を、そのまま指定都市が行うものである。財源においても、県では、国庫負担金、地方交付税及び県税の一般財源により賄っていたものが、市では、県税が市税に振り替わるものであるので、新たな負担が生じるものではないと認識している。次に、教職員の給与、休暇制度ですが、本年4月に、教職員課内に県費負担教職員移管準備室を設置し、県との給与、休暇制度の比較を行っている。今後については、現職教職員の生活保障や優秀な教職員確保の観点から、現在の勤務条件を基本に置き、関係諸機関との協議を進めていく。

次に、2点目、学校給食の入札方法等の再検討について、議員指摘の通り、学校給食調理業務の民間委託化にあたっては、食の安全と安定供給を第一に考え、進めてきた。具体的には、調理業務の実施にあたっては、契約書・仕様書だけでなく、文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」及び浜松市の「衛生管理ハンドブック」等を遵守して調理が実施されているかどうか、教育委員会と学校が連携して履行の確認を行っている。また、給食調理業務の委託者は、確実な業務の実施と契約内容の履行が十分に可能であることが求められる。今回の学校給食調理業務の契約辞退を重く受け止め、今後、入札・契約に当たっては、入札参加資格要件として委託先学校の食数に見合う調理実績の有無を考慮するよう見直した。加えて、契約締結から給食開始までの準備期間においても、受託者の準備状況や人員確保の進捗状況を確認していくことにした。こうした取組みをとおして、安全と安定供給を第一とする学校給食の提供に努めていく。

3 点目、発達支援教育の強化・充実について、新学齢時の就学教育相談の現状は、年々増えてきていて、それに伴い、発達支援学級の在籍者数も増加してきている。さらに、通常の学級に在籍する発達障害を有すると思われる児童生徒も、平成26年度小学校では全児童数の7%、中学校では全生徒数の3.7%とな

質問答弁

り、いずれも増加傾向にある。こうした支援を必要とする児童生徒の増加に対応するため、引き続きスクールヘルパーや発達支援教育指導員といった人的な支援を充実し、一人一人の実態、特性を踏まえた、多様な学びの場を用意することができるよう努めていく。また、発達支援教育をさらに充実させるには、就学前の療育機関や医療機関での情報を、学校での指導や就学相談に生かすなど、関係諸機関との連携を図る中で、情報を共有することが重要だと認識している。今後は、就学相談や教育相談を行っていく体制を整え、発達支援教育の充実・強化に向けて研究していく。

4(4) 鈴木副市長

4番目の4点目、発達支援に対する幼児期の全保護者を対象とした取り組みについて、まず、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が普通学級に在籍する傾向は年々増加しているが、これは保護者のなかに、わが子の発達に対する現状を受け入れられず、適切な対応をとっていないことが一つの要因であると認識している。本市としては、乳幼児期の早い段階で発達に関する支援を行うため、全保護者と関わる母子健康手帳交付時に、子どもの発達や情報が盛り込まれた6歳までの成長を記録する「はますくファイル」を配布している。また、1歳6か月児健康診査時には、保護者からの発達上の困りごとなどの相談に対し、心理士が個別に応じ、発達の確認や接し方について助言をしている。そして、継続的な関わりが必要な場合には、担当保健師が地域の子育て支援ひろばの利用を進めている。そこで心理士等が子どもの行動を確認しながら保護者に対し発達の課題を受け入れられるよう支援している。今後については、発達に関して保護者の理解が進むよう、他都市の状況や関係機関から情報収集を行い、DVDなどわかりやすく効果的な周知方法を研究していく。

(4) 現在、子ども発達支援巡回 事業を展開するなど、さまざまな 支援が行われているが、普通の 学級に在籍して特別な教育的支 援などの配慮を必要とする児童・ 生徒は小学校 7.0%、中学校で は 3.7%と年々増加傾向にある。

統計からも年々増え続けるこう した子供たちの保護者を対象として、幼児期から指導・助言をして いく必要がある。

そこで今後、1歳6カ月児検診を含めた幼児期から、全保護者を対象として具体的な取り組みをすべきと考えるが伺う。

5 地域におけるコミュニティの取り組みについて

(1) 協働センターにコミュニティ担 当職員を配置しているが、地域 ではあまり活動が見えてこないと の指摘がある。

戦略計画 2015 では市民協働 研修などを通じてコミュニティ担 当職員の資質向上を図り、協働 センターの「地域づくり」機能を強 化するとともに、地域カ向上事業 を活用し、地域コミュニティの活 性化を支援するとあるが、平成 25 年度からの実績と今後の人員

5(1) 川嶋市民部長

5 番目の 1 点目、コミュニティ担当職員の実績と今後の具体的な取組みにつて、本市では、平成 25 年度に、公民館に「地域づくり」の機能を加え、協働センターとして再編し、あわせて職員をコミュニティ担当職員に位置付けた。また。平成 26 年度から、協働センターにコミュニティ担当職員として、再任用職員を段階的に配置し、平成 27 年 7 月現在 14 人体制となっている。さらに、今年度からは、地域住民の主体的な活動を支援するとともに、コミュニティ担当職員の育成を図るための課題解決のモデル事業に取り組んでいる。これまでの実績としては、コミュニティ担当職員が、地域の会合で地域住民と意見交換をし、地域の思いを本庁や区役所に伝えている。この結果、顔の見える関係が構築され、地域のまちづくりの機運が高まったという事例も出てきている。今後においても、再任用職員の配置を進めるとともに、研修などを通じて職員の資質向上を図っていく。さらに、広報紙など様々な手段を用いて、コミュニティ担当職員の活動を伝え、多くの市民の皆様に活用してもらえるよう努めていく。

	(8 仅十 6 仅日)
質問	答弁
の拡充も含めた具体的な取り組 みを伺う。	

(2) 地域活動へ従業員の参加促進に取り組んでいる企業に対して表彰制度のインセンティブを創設するなど、企業等の地域活動参加を促進する考えはないか伺う。

5番目の2点目、企業等の地域活動への参加促進について。企業は、市民、市民活動団体と共に、公共を担う「パートナー」であると考えている。多くの企業は、現在、積極的に社会貢献活動を行っており、その取り組みは、企業の評価に大きく影響するようになってきた。一方、ご指摘の「従業員の個人レベルでの地域活動への参加促進」については、起業の社会的責任、いわゆる「CSR」に資する取り組みであるにも関わらず、これまであまり注目されてこなかった。本市が掲げる「市民協働によるまちづくり」を進めるためには、個々の市民が主体的に地域活動に参加する事が重要であり、そのためには企業の理解と後押しが不可欠である。こうしたことから、市としては、企業に対し、従業員の地域活動への参加を奨励するよう働きかけるとともに、こうさいた活動を含めた CSR 活動に、

積極的に取り組む企業を表彰する制度を検討し、社会全体が市民協働に取組

(3) 健康寿命をさらに伸ばすために、高齢者の団体が地域で行なっているさまざまな活動に対して支援するなど、更なる支援策を

講じてはと考えるが伺う。

5(3) 内藤健康福祉部長

みやすい環境づくりに努めていく。

5(2) 鈴木副市長

5 番目の 3 点目、高齢者団体への活動支援について、まず、現状の支援につ いては、シニアクラブには活動費の助成やシルバーサポーターの派遣などを通 じ、活動の活発化を促しているところである。また、150を超える高齢者団体に対 し、市の施設の利用料の減免が受けられるよう認定登録を行っている。健康寿 命を延ばすための支援については、本市では、高齢者に転倒・骨折が多い状況 を踏まえ、新たな介護予防対策として簡単なトレーニングで筋肉や関節など、運 動器の衰えを防ぐロコモーショントレーニングの普及に昨年度から取り組んでい るところである。その普及にあたっては、高齢者がより参加しやすいよう、身近な 集会所などで行うサロン型の集団指導を中心に平成 29 年度に参加者 1 万人を 目指す計画である。その実現のために、多くの高齢者団体の協力をいただき、 ロコモ普及員の資格取得、委託により月 1 回以上の実技指導、また定期的な効 果測定などを実施している。このロコモーショントレーニングの委託先としては、 幅広く、生きがいづくりや趣味活動などの団体も対象としているので、ロコモーシ ョントレーニングを活動の中に加えることで、団体の活動支援につながるものと 考えている。今後も引き続き、高齢者団体への積極的な周知に努めていく。さら には、元気はつらつ教室などの介護予防事業や健康づくりの普及・啓発などに より、自分の健康は自分で守りつくるという意識を高め、健康寿命のさらなる延 伸に努めていく。

6 水質浄化に向けた取り組みについて

(1) 水質浄化に向けた具体的な

6(1) 寺田水道事業及び下水道事業管理者

質問の6番目の1点目の水質浄化に向けた具体的な取組みについて。単独処理浄化槽を使用する世帯では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流されるため、水質汚濁の原因のひとつになっている。本市では、下水道区域内

答弁

取り組みとして、公共下水道未接続への取り組み、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえ、浄化槽の清掃・保守点検・法定検査実施などの取り組みをさらに徹底し、あわせて広報紙などの啓発活動を充実すべきと考えるが伺う。

また、浄化槽法第 11 条の受検率の目標値を設定すべきと考えるが伺う。

(2) 浄化槽法第11条の検査機関は県内1機関のみで対応しているが、それだけでは受検率向上は限定的となってしまう。

そこで検査機関を増やすなど、 検査機関のあり方について県に 進言し改善を求めるべきと考える が伺う。

7 外国人観光客を含めた観光 産業への取り組みについて

- (1) 浜名湖観光圏の取り組みについて
- (1) 今年上半期(1月~6月)に 日本を訪れた外国人旅行者は 914 万人に上り、過去最高だった 昨年上半期 626 万人の約 1.5 倍 に増えた。

県内を訪れた外国人も急増し、静岡空港への中国路線の新規就航などを背景に、県内のホテルや旅館の外国人宿泊者数も大幅な伸びを示している。

そこで、浜松市内の外国人旅

については、下水道接続、それ以外の地域については、合併処理浄化槽への設置替えと適正な管理が行われるよう戸別訪問等の啓発活動に取り組んでいる。合併処理浄化槽の普及には、10月より単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への設置替えに対する設置費補助金の限度額を増額し、取組みを強化した。法定検査については、合併処理浄化槽の受検率が平成23年度に15.6%と低水準であったので、新規設置者に対しては、補助金申請時に長期契約書の提出を義務付けたり、未受検者に対しては、ダイレクトメールを送付したりして、平成26年度には34.1%に改善した。今後も引き続き、受検率100%を目指し、関係事業者とも連携し、啓発活動を継続していくが、平成32年度の合併処理浄化槽の受検率50%を当面の目標として取り組んでいく。

6(2) 星野副市長

6番目の2点目の検査機関のあり方について、浄化槽がその高い汚水処理能力を発揮するためには、浄化槽法が定める保守点検や清掃、水質検査が欠かせない。なかでも法定検査については、平成23年度の静岡県の受検率が合併処理浄化槽と単独処理浄化槽を合わせて5.5%と著しく低かったため、県と市町、検査機関が連携して、受検率の向上に取り組んできた。平成26年度の受検率は12.6%となっている。質問の検査機関にあたっては、平成24年から検査員を順次増員し、23年に25名だった検査員は、現在では44名になっている。また、27年には2か所の検査所を増設して、県内に1支所、5検査所を整備するなど、受検数の増加に見合う検査体制を拡充したところで、検査需要には十分対応できると聞いている。今後は県や関係事業者との連携を強め、受検率のさらなる向上に努めるとともに、受検数の増加に対応できる検査体制について、県が設置し、本市も参加している法定検査受検率向上検討会の中で、県と調整していく。

7(1) 今中観光・ブランド振興担当部長

7番目の1点目、浜名湖観光圏の取り組みについて、本年5月に観光庁が発表した宿泊旅行統計では、昨年1年間の本市の外国人宿泊客数は約279,600人で前年比約1.6倍となり、人数、伸び率とも県内最多となった。さらに、本市独自の調査では、今年1月から6月までの外国人宿泊客数は、約191,000人で前年同期の約2.4倍となっている。なお、宿泊を伴わない観光客を含めた外国人旅行者数の把握は困難だが、今後、調査方法を含めて検討していく。また、浜名湖観光圏については、昨年度、新たなブランド・コンセプトを検討し、訪れる人々が期待感を高める浜名湖らしいコンセプトとして「海の湖」と定めた。今後は、このブランド・コンセプトに基づいた浜名湖のサイクリングや舟運、花フェスタなどの事業を核として、浜名湖と言えば「海の湖」というイメージを持ってもらえるような観光地域づくりを進め、平成30年度の目標である圏域内の宿泊客数250万人の達成や来訪者の満足度75%の10ポイント向上などを目指していく。

(8 枚中 8 枚目) 質問 答弁 行者数と宿泊者数はどうであっ たのか伺う。 また、今後のブランドの確立と 体験型「浜名湖」をどのようなコン セプトとし、具体的な事業、目標 値を設定するのか伺う。 7(2) 鈴木副市長 7番目の2点目、楽器博物館入館者増への取り組みについて、浜松市楽器博 (2) 楽器博物館入館者増への取 物館は、日本唯一の公立楽器博物館として平成 7 年に開館し、本年度は開館 り組みについて 20 周年を迎えたことから、現在、各種記念事業を展開しているところである。昨 (2) 浜松市楽器博物館は平成7 年、浜松市が音楽分野で加盟を果たしたユネスコ創造都市ネットワークにおい 年4月にオープンし、本年4月に ても、楽器博物館の活動が海外の専門家から高い評価を受けるとともに、民族 20 周年を迎えた。 音楽の世界的権威である小泉文夫音楽賞を受賞するなど本市の国際的認知度 当館は本市が日本の洋楽器 の向上に大きく貢献している。平成 27 年度は最先端の音響技術を活用した展 産業の発祥の地であり、明治以 示機能の向上や外国語版パンフレット・ホームページの充実を図るとともに、平 来 100 有余年の長きにわたり日 成28年11月上旬には「世界音楽の祭典」を開催し、楽器博物館のさらなる情報 本の楽器製造の中心であり、世 発信力の強化と入場者の増加を図っていく。また、デザーナー、クリエイターな 界の中心地の一つであったこと どの外部人材や楽器メーカーのノウハウを活用し、創造性あふれるイベント事 により、その歴史を背景とした市 業を推進するなど、楽器博物館の更なる魅力を高めていく。 の「音楽のまち」づくり政策の一 つとして創設された。 世界の楽器を展示・紹介し、楽

世界の楽器を展示・紹介し、楽器は音楽を奏でる道具ではあるが、それ以外のたくさんのメッセージも発信している。今では、世界第一級の楽器博物館の一つとして、昨年、小泉文夫音楽賞を受賞した。

そこで、駅に近く貴重な楽器を 擁している楽器博物館を、中心 市街地活性化、外国人観光客を 含めた観光の目玉として、入場 者数を倍増するような施設へ向 けて人材も含めてリニューアルし てはと考えるが伺う。